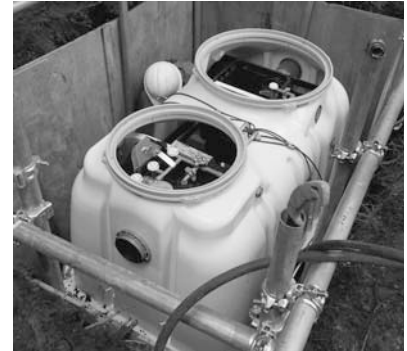


浄化槽の設置と維持管理

■浄化槽を設置するには、事前に下表の届出等が必要です

提出書類名	概要
・ 浄化槽調書	建築確認を伴う浄化槽の設置の場合、建築確認審査機関へ提出する書類に必要書類が含まれています。
・ 浄化槽設置届出書 ・ 概要書 ・ 7条検査依頼書 ・ 排水系統図 ・ 平面図等	建築確認を伴わない浄化槽の設置の場合、着工予定日の11日以上前に提出してください。 ※補助金は、事前に役場環境防災課へ相談をお願いします。



※千葉県浄化槽取扱指導要綱の改正に伴い、平成29年10月から、浄化槽の設置等に先立ち指定検査機関に7条検査を申込むようになりました。浄化槽調書や浄化槽設置届出書等の書類提出時に「7条検査の申込を証する書類(検査手数料の納付書の写し)」の添付が必要となります。

■設置工事は専門の業者に依頼してください

県に登録のある業者または届出を行った専門の業者に依頼してください。

■悪臭や水質汚濁を防ぎ、快適な周辺環境を維持するために、以下の取組をお願いします

(1)法令に基づく保守点検をしましょう

- ・ 県に登録した専門の業者に保守点検を依頼しましょう。作業は技術上の基準があり、一般の方には困難な点もあります。
- ・ 保守点検記録票は3年間の保存の義務があります。

(2)法令に基づく定期的な清掃が必要です

- ・ 山武郡市広域行政組合(横芝地域)、東総衛生組合(光地域)の許可を受けた業者に年1回以上清掃を依頼してください。
- ・ 清掃の記録は3年間の保存義務があります。

(3)法定検査が必要です

- ・ 浄化槽の設置工事や保守点検と清掃が適正に行われているか、県の指定検査機関(一般財団法人千葉県環境財団・公益社団法人千葉県浄化槽検査センター)が検査します。
- ・ 使用開始後3か月から起算して5か月の間に第7条に基づく検査を受けなければなりません。
- ・ 第7条検査受検後、年1回、第11条に基づく検査を受けなければなりません。

問

補助金の申請	環境防災課環境班	☎84-1216
設置工事に関すること	一般社団法人千葉県浄化槽協会	☎043-246-2355
保守点検・清掃に関すること	一般社団法人千葉県環境保全センター	☎043-245-4222
法定検査の申込	一般社団法人千葉県環境財団	☎043-246-2079
	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	☎043-246-6283